

1 信書便法の目的

平成15年4月から、信書のユニバーサルサービスを確保しつつ、競争原理を導入(新規参入の促進、利用者の選択肢の拡大)

※「信書」とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」(郵便法第4条第2項)

※「ユニバーサルサービス」は、諸外国の制度等も踏まえると、基本的には、①全国均一料金、②ポスト投函制、③全国あまねく公平な提供、④継続的な提供の4つの要素から構成され则认为られる。

2 信書便事業の種類

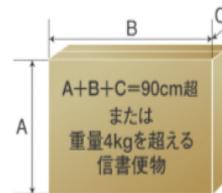
(1) 一般信書便事業(基礎的なサービス): 許可制
一定の大きさ及び重量の信書を差出日から原則3日以内に送達

※ユニバーサルサービスの提供義務



(2) 特定信書便事業(特定の需要に応えるサービス): 許可制
次のいずれかに該当する信書便のみを提供

①大型信書便サービス
(例: 本庁・支庁間の巡回便)



②急送サービス
(例: バイク便等の急送便)



③高付加価値サービス
(例: 配達記録、レタックス型)



1,000円を超える料金

3 参入状況(平成22年9月1日現在)

<類型別>

	一般信書便	特定信書便
参入事業者数	0	327

(注) 複数のサービスを提供する事業者があるため、<類型別>と<サービス種類別>の数は一致しない。

<サービス種類別>

① 大型信書便サービス	276
② 急送サービス	117
③ 高付加価値サービス	173
計	566